

## 議案第1号

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「459,000円」を「496,000円」に改め、同項第2号中「383,000円」を「435,000円」に改め、同項第3号中「360,000円」を「406,000円」に改める。

別表第1市長の項中「928,000円」を「947,000円」に改め、同表副市長の項中「768,000円」を「774,000円」に改め、同表教育長の項中「654,000円」を「677,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第2号

安曇野市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第1項の規定により、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2
- (4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行し、同日以後の市長等の行為に基づく市に対する損害を賠償する責任について適用する。

令和6年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

## 議案第3号

地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(安曇野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 安曇野市職員の育児休業等に関する条例(平成17年安曇野市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条の見出し中「号給」を「号俸」に改め、同条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、「号給」を「号俸」に改める。

(安曇野市水道事業の設置に関する条例の一部改正)

第2条 安曇野市水道事業の設置に関する条例(平成17年安曇野市条例第248号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(安曇野市監査委員条例の一部改正)

第3条 安曇野市監査委員条例(平成17年安曇野市条例第276号)の一部を次のように改正する。

第6条及び第11条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(安曇野市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 安曇野市下水道事業の設置等に関する条例(平成27年安曇野市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(安曇野市会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 安曇野市会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例(令和元年安曇野市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第5条中「第26条」を「第23条まで、第24条から第26条」に、「第32条の3」を「第34条の2」に改める。

第7条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条 給与条例第33条から第34条の2までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。)について準用する。この場合において、必要な読替は、

規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 4 号

安曇野市手数料条例の一部を改正する条例

安曇野市手数料条例（平成 17 年安曇野市条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の項を次のように改める。

1 戸籍法（以下この項において「法」という。）に関する事務

区分	金額
(1) 法第 10 条第 1 項、法第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは法第 126 条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第 120 条第 1 項、法第 120 条の 2 第 1 項若しくは法第 126 条の規定による戸籍証明書の交付	1 通につき 450 円
(2) 法第 10 条第 1 項、法第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は法第 126 条の規定による戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1 件につき 350 円
(3) 法第 120 条の 3 第 2 項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成 12 年自治省令第 5 号）で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400 円
(4) 法第 12 条の 2 において準用する法第 10 条第 1 項若しくは法第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定若しくは法第 126 条の規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第 120 条第 1 項、法第 120 条の 2 第 1 項若しくは法第 126 条の規定による除籍証明書の交付	1 通につき 750 円
(5) 法第 12 条の 2 において準用する法第 10 条第 1 項若しくは法第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定又は法第 126	1 件につき 450 円

条の規定による除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	
(6) 法第 120 条の 3 第 2 項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円
(7) 法第 48 条第 1 項（法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは申請の受理の証明書の交付、法第 48 条第 2 項（法第 117 条において準用する場合を含む。）若しくは法第 126 条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第 120 条の 6 第 1 項の規定による届書等情報の内容の証明書の交付	1 通につき 350 円 （婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1 通につき 1,400 円）
(8) 法第 48 条第 2 項（法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定による書類の閲覧又は法第 120 条の 6 第 1 項の規定による届書等情報の内容を表示したものの閲覧	1 件につき 350 円

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 20 日 提出

安曇野市長 太田 寛

## 議案第 5 号

### 安曇野市印鑑条例の一部を改正する条例

安曇野市印鑑条例（平成17年安曇野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条の3中「利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条及び第35条の2に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を所有する印鑑登録者は、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末機であつて、自動的に証明書等を交付するものをいう。）に、当該利用者証明用電子証明書の暗証番号を使用して、必要な事項を入力することにより、」を「印鑑登録者は、規則で定めるところにより、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末機で、証明書等の自動交付を行う機能を有するものをいう。）を利用して」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 第13条及び前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、安曇野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成19年安曇野市条例第38号）第5条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を自ら使用して、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。この場合において、印鑑登録証、個人番号カード又はカードケースの提示を要しない。

第18条第3号中「1年」を「3年」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

## 議案第6号

### 安曇野市介護保険条例の一部を改正する条例

安曇野市介護保険条例（平成17年安曇野市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「34,800円」を「31,668円」に改め、同項第2号中「45,240円」を「47,676円」に改め、同項第3号中「52,200円」を「48,024円」に改め、同項第6号ア中「、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし」を削り、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第7号イ及び第8号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第9号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第10号中「125,280円」を「132,240円」に改め、同号ア中「600万円」を「520万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第11号中「132,240円」を「146,160円」に改め、同号ア中「800万円」を「620万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第13号イ」を加え、同項第12号中「139,200円」を「174,000円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第11号の次に次の2号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 160,080円

ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 167,040円

ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「20,880円」を「19,830円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「34,800円」を「33,750円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「48,720円」を「47,670円」に改める。

第4条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「並びに第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第6号まで」を「第13号まで」に改める。

第13条中「被保険者が要介護状態等となることを予防するための」を「保健福祉事業として、次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業

(2) 要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業

第13条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、保健福祉事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和5年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

令和6年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第7号

安曇野市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安曇野市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）」を「安曇野市介護保険条例（平成17年安曇野市条例第138号）第13条の2に規定する安曇野市介護保険等運営協議会」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第8号

安曇野市三郷堆肥センター等条例を廃止する条例

安曇野市三郷堆肥センター等条例（平成17年安曇野市条例第180号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和6年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第9号

安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例

安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1 安曇野市豊科武道館剣道場の項を削る。

別表第2中「柔道場・剣道場」を「柔道場」に改める。

附 則

この条例は、令和6年9月1日から施行する。

令和6年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第10号

安曇野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

安曇野市水道事業給水条例（平成17年安曇野市条例第250号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第34条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第11号

安曇野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年安曇野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第4条第6号に規定する資格を有する者については、改正後の第4条第6号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和6年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第12号

安曇野市児童館条例の一部を改正する条例

安曇野市児童館条例（平成17年安曇野市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第2条の表安曇野市立豊科中央児童館の項位置の欄中「安曇野市豊科4412番地1」を「安曇野市豊科4030番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛